

議案第 4 号

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別
地区並びに大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障
害防止特別地区の変更について（千葉県決定）【諮問】

令和 3 年 6 月 2 4 日



成 都 計 第 3 9 5 号

令和3年5月28日

成田市都市計画審議会

会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成



下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区
並びに大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別
地区の変更について（諮問）

令和3年3月31日付け都計第822号で千葉県知事より意見照会がありま
したので、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求
めます。

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区並びに
大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更
(千葉県決定)

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区並びに大栄都市計画
航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を下総大栄都市計画航空機騒音
障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区に変更し、その全部を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
航空機騒音障害防止地区	約 6 2 2 h a	成田国際空港
航空機騒音障害防止特別地区	約 2 4 1 h a	成田国際空港

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

<理由>

都市計画区域の統合に伴い、都市計画の名称の変更を行う。

新旧対照表

種 類	面 積		
	新	旧	
	下総大栄都市計画	下総都市計画	大栄都市計画
航空機騒音障害防止地区	約 6 2 2 h a	約 6 0 5 h a	約 1 7 h a
航空機騒音障害防止特別地区	約 2 4 1 h a	約 2 3 9 h a	約 1 . 6 h a

都市計画航空機騒音障害防止地区及び
航空機騒音障害防止特別地区の変更理由

香取郡下総町及び大栄町と成田市との合併（平成 18 年 3 月）を受け、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として、下総都市計画区域と大栄都市計画区域を統合し、「下総大栄都市計画区域」とすることに伴い、都市計画の名称の変更を行うものである。

成田市都市計画図

平成三十一年二月作成

凡 例	
行政区域界	-----
都市計画区域界	-----
市街化区域	-----
用途	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
地	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
域	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	防火地域
地	準防火地域
	第一種高度地区
	第一種高度地区(20m)
	第一種高度地区(31m)
区域	第二種高度地区
	高度利用地区
	生産緑地地区
	航空機騒音障害防止地区
施設	航空機騒音障害防止特別地区
	都市計画公園
	都市計画道路
	公共下水道全体計画区域
その他	その他の都市施設
	成田ニュータウン
	土地区画整理事業区域
	市街地再開発事業区域
計画	地区計画区域

下総大栄都市計画区域

1:25,000

京葉測量株式会社調製

成
田
市

1.平成28年修正 1/10,000成田市全図より縮小編集

※ 市域内 既 設 道 路 図 面 記 載 あり

議案第 5 号

下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更について

(千葉県決定)【諮問】

令和 3 年 6 月 2 4 日



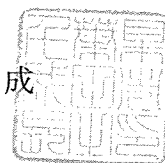
成 都 計 第 3 9 6 号

令和3年5月28日

成田市都市計画審議会

会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成

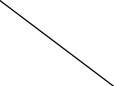
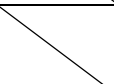
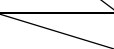


下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更について（諮問）

令和3年3月31日付け都計第823号で千葉県知事より意見照会がありましたので、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更（千葉県決定）

都市計画道路中、大栄都市計画道路 1・3・1 号首都圏中央連絡自動車道 1 号線を下総大栄都市計画道路 1・3・1 号首都圏中央連絡自動車道 1 号線に、大栄都市計画道路 1・3・2 号首都圏中央連絡自動車道 2 号線を下総大栄都市計画道路 1・3・2 号首都圏中央連絡自動車道 2 号線に、下総都市計画道路 3・5・1 号猿山西大須賀線を下総大栄都市計画道路 3・5・1 号猿山西大須賀線に、下総都市計画道路 3・4・2 号滑河駅前線を下総大栄都市計画道路 3・4・2 号滑河駅前線に、大栄都市計画道路 3・5・1 号大栄国道 5 1 号線を下総大栄都市計画道路 3・5・4 号大栄国道 5 1 号線に名称を改め、大栄都市計画道路 1・3・1 号首都圏中央連絡自動車道 1 号線ほか 4 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・3・1	首都圏中央 連絡自動車道 1 号線	成田市吉岡 字大安場	成田市 大栄十余三	成田市 大栄十余三	約 3,380m		4 車線	22m		成田市吉岡地内で東関東自動車道水戸線に接続
	構造形式の内訳		成田市吉岡 字大安場	成田市吉岡 字大安場		約 1,480m	嵩上式		22m		
			成田市 多良貝	成田市 大栄十余三		約 1,520m	嵩上式		22m		
						約 380m	地表式		22m	なし	
			なお、成田市川上地内に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。								出口 起点方向 又は終点方向 入口 起点方向 又は終点方向
	1・3・2	首都圏中央 連絡自動車道 2 号線	成田市 大栄十余三	成田市 大栄十余三		約 450m	嵩上式	4 車線	22m		

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・1	猿山西大須賀線	成田市猿山字和田	成田市西大須賀字石橋	成田市滑河字宿	約 2,540m	地表式	2 車線	14m	JR 成田線と平面交差 幹線街路と平面交差 1 箇所	
	3・4・2	滑河駅前線	成田市猿山字菅谷	成田市猿山字上宿	成田市猿山字上宿	約 100m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	3・5・4	大栄国道 51 号線	成田市吉岡字来光台	成田市所字向台	成田市松子字中台	約 7,080m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	車線の数の内訳		2 車線			約 5,270m					
			4 車線			約 1,810m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

<理由>

都市計画区域の統合に伴い、都市計画の名称及び番号の変更を行う。

都市計画道路変更理由書

香取郡下総町及び大栄町と成田市との合併（平成 18 年 3 月）を受け、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として、下総都市計画区域と大栄都市計画区域を統合し、「下総大栄都市計画区域」とすることに伴い、都市計画の名称及び番号の変更を行う。

下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更の概要（千葉県決定）

名称		変更の内容									
番号	路線名	旧番号	旧路線名	起点	終点	線形	延長	構造形式	幅員	車線の数	備考
1・3・1	首都圏中央連絡自動車道 1 号線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	都市計画の名称の変更
1・3・2	首都圏中央連絡自動車道 2 号線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	都市計画の名称の変更
3・5・1	猿山西大須賀線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	都市計画の名称の変更
3・4・2	滑河駅前線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	都市計画の名称の変更
3・5・4	大栄国道 51 号線	3・5・1	—	—	—	—	—	—	—	—	都市計画の名称及び番号の変更

成田市都市計画図

下総大栄都市計画道路
総括図（新）
1/25,000
成田市

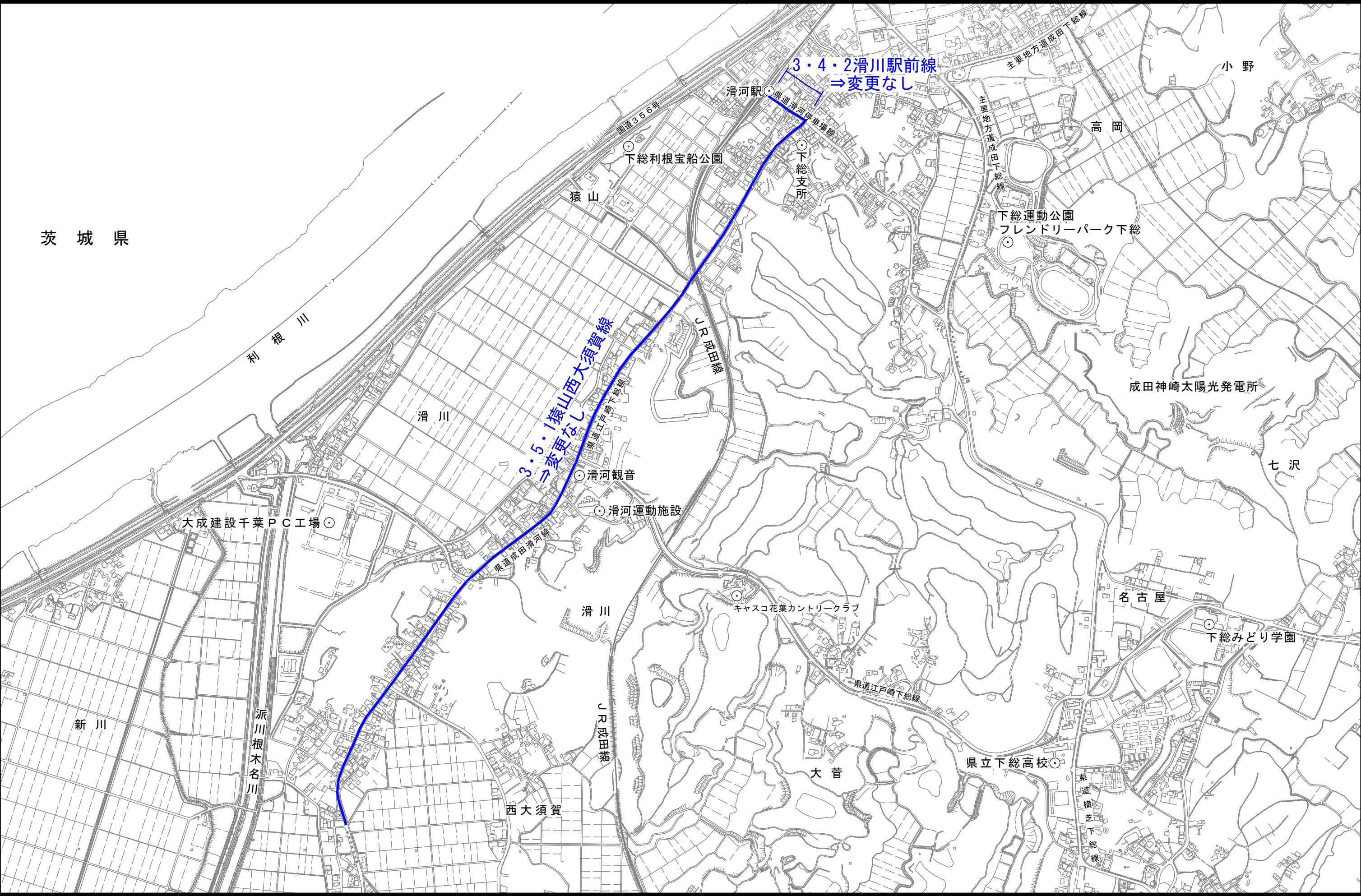


凡 例	
行政区域界	-----
都市計画区域界	-----
市街化区域	-----
第一種低層住居専用地域	100 200 300
第一種中高層住居専用地域	200
第二種中高層住居専用地域	200
第一種住居地域	200 300
第二種住居地域	200
準住居地域	200
近隣商業地域	200 300
商業地域	300 300
準工業地域	100 200
工業地域	200 300
工業専用地域	200
防火地域	-----
準防火地域	-----
第一種高度地区	-----
第一種高度地区(20m)	-----
第一種高度地区(31m)	-----
第二種高度地区	-----
高度利用地区	500 700 200m
生産緑地地区	-----
航空機騒音障害防止地区	-----
航空機騒音障害防止特別地区	-----
都市計画公園	-----
都市計画道路	-----
公共下水道全体計画区域	-----
その他の都市施設	-----
成田ニュータウン	-----
土地区画整理事業区域	-----
市街地再開発事業区域	-----
地区計画区域	-----

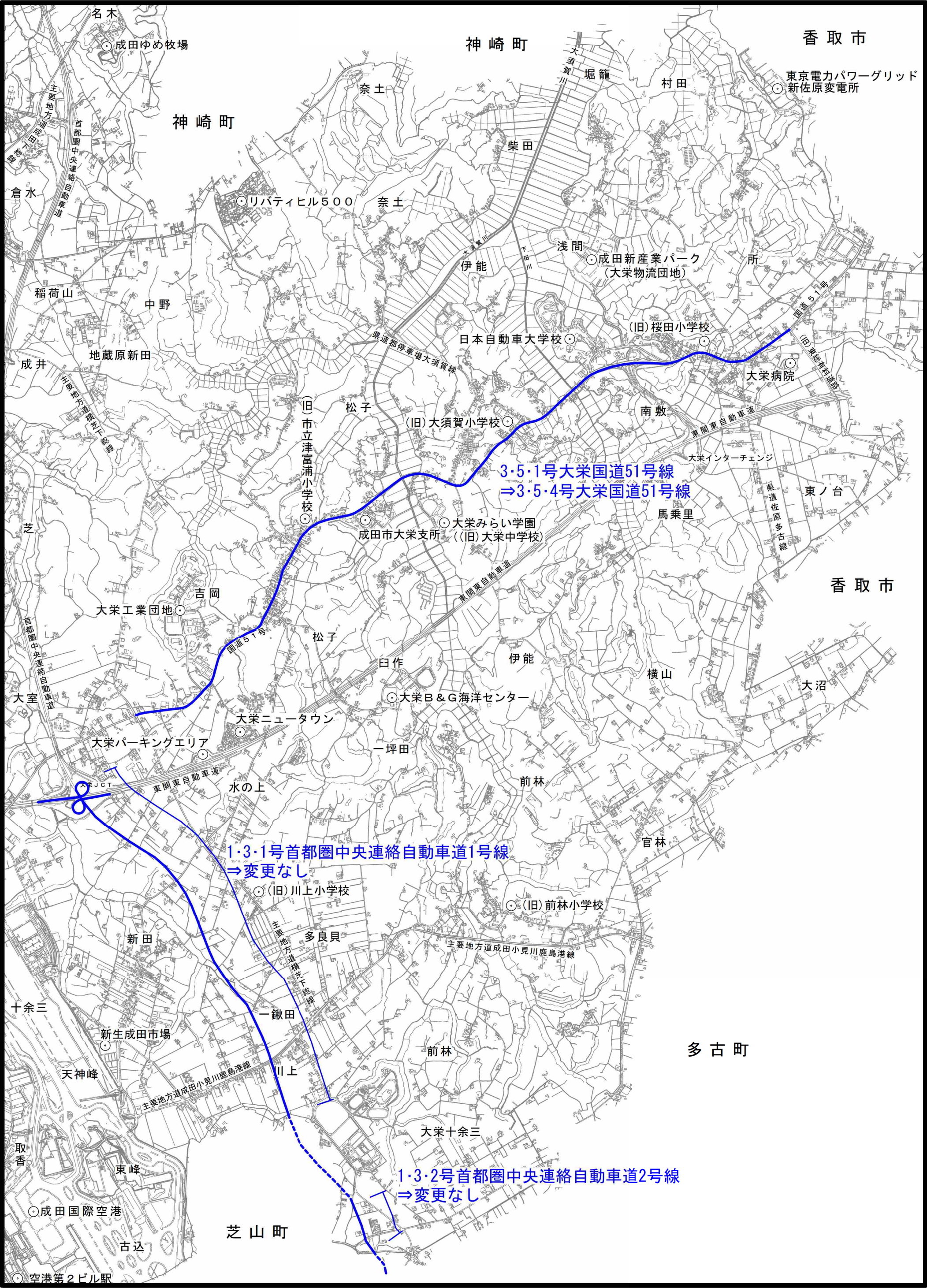
下総大栄都市計画区域

1:25,000

都市計画道路（千葉県決定） 位置図
（下総都市計画⇒下総大栄都市計画）



都市計画道路(千葉県決定) 位置図
(大栄都市計画⇒下総大栄都市計画)



議案第 6 号

下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域の変更について
(成田市決定)【付議】

令和 3 年 6 月 2 4 日



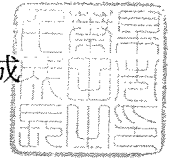
成 都 計 第 3 9 7 号

令和 3 年 5 月 2 8 日

成田市都市計画審議会

会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成



下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域の変更について
(付議)

このことについて、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9
条第 1 項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

都市計画用途地域の変更理由

香取郡下総町及び大栄町と成田市との合併（平成 18 年 3 月）を受け、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として、下総都市計画区域と大栄都市計画区域を統合し、「下総大栄都市計画区域」とすることに伴い、都市計画の名称の変更を行うものである。

なお、今回の変更において、区域、種別、建蔽率、容積率などの変更は行わない。

下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域の変更（成田市決定）

下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域を下総大栄都市計画用途地域に変更し、その全部を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外 壁 の後退距離の 限 度	建 築 物 の敷地面積の最低限度	建築物の高 さ の限 度	備 考
第一種低層住居専用地域 小 計	約 42 ha 約 42 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	(15.6%) 15.6%
第二種低層住居専用地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—
第二種中高層住居専用地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—
第一種住居地域 小 計	約 154 ha 約 154 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(57.1%) 57.1%
第二種住居地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—
準住居地域 小 計	約 9.1 ha 約 9.1 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(3.4%) 3.4%
近隣商業地域 小 計	約 2.2 ha 約 2.2 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	(0.8%) 0.8%
商業地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—
準工業地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—
工業地域 小 計	約 20 ha 約 7.3 ha 約 27 ha	20/10 以下 30/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	—	—	—	(7.4%) (2.7%) 10.1%
工業専用地域 小 計	約 35 ha 約 35 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(13.0%) 13.0%
合 計	約 269 ha	—	—	—	—	—	100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

<理由>

都市計画区域の統合に伴い、都市計画の名称の変更を行う。

下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域の変更新旧対照表（成田市決定）

名称

新： 下総大栄都市計画用途地域

旧： 下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域

種 類	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建 築 物 の 高 さ の 限 度	新 旧 用 途 地 域 別 面 積			面積の 増 減
						新	旧		
						下総大栄	下 総	大 栄	
第一種低層住居専用地域小計	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	約 42ha 約 42ha	—	約 42ha 約 42ha	—
第二種低層住居専用地域小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二種中高層住居専用地域小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種住居地域小計	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 154ha 約 154ha	約 81ha 約 81ha	約 73ha 約 73ha	—
第二種住居地域小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
準 住 居 地 域 小 計	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 9.1ha 約 9.1ha	—	約 9.1ha 約 9.1ha	—
近隣商業 地 域 小 計	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 2.2ha 約 2.2ha	約 2.2ha 約 2.2ha	—	—
商業地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
準 工 業 地 域 小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工業地域 小 計	20/10 以下 30/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	—	—	—	約 20ha 約 7.3ha 約 27ha	—	約 20ha 約 7.3ha 約 27ha	—
工業専用地域小計	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 35ha 約 35ha	—	約 35ha 約 35ha	—
合 計	—	—	—	—	—	約 269ha	約 83ha	約 186ha	—

成田市都市計画図

下総大栄都市計画用途地域
総括図
1/25,000
成田市

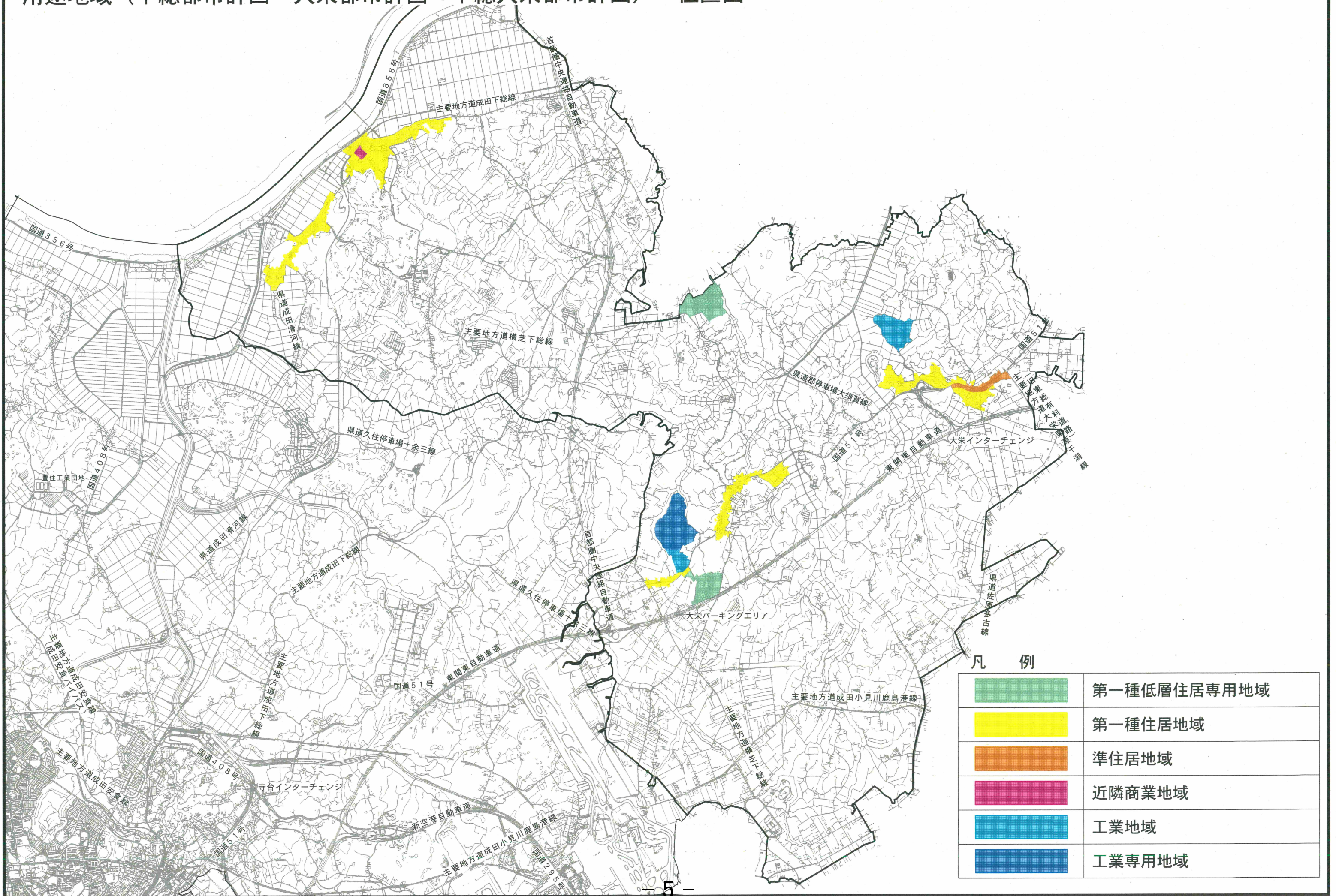


凡	例
行政区域界	-----
都市計画区域界	-----
市街化区域	----- 市街化率(%) 100 100 50 50
第一種低層住居専用地域	----- 200 200 50 50
第一種中高層住居専用地域	----- 200 200 50 50
第二種中高層住居専用地域	----- 200 200 50 50
第一種住居地域	----- 200 200 50 50
第二種住居地域	----- 200 200 50 50
準住居地域	----- 200 200 50 50
近隣商業地域	----- 200 200 50 50
商業地域	----- 200 200 50 50
準工業地域	----- 100 100 50 50
工業地域	----- 200 200 50 50
工業専用地域	----- 200 200 50 50
防火地域	-----
準防火地域	-----
第一種高度地区	-----
第一種高度地区(20m)	-----
第一種高度地区(31m)	-----
第二種高度地区	-----
高度利用地区	----- 500 500 70 70
生産緑地地区	-----
航空機騒音障害防止地区	-----
航空機騒音障害防止特別地区	-----
都市計画公園	-----
都市計画道路	-----
公共下水道全体計画区域	-----
その他の都市施設	-----
成田ニュータウン	-----
土地区画整理事業区域	-----
市街地再開発事業区域	-----
地区計画区域	-----

下総大栄都市計画区域

下総大栄都市計画用途地域 新旧対照表			
用途種別	旧		新
	千総旧域	大栄旧域	
第一種低層住居専用地域	約 42 ha	約 42 ha	約 42 ha
第一種住居地域	約 81 ha	約 73 ha	約 154 ha
準住居地域	—	約 9 ha	約 9 ha
近隣商業地域	約 2 ha	約 27 ha	約 27 ha
工業地域	—	約 35 ha	約 27 ha
工業専用地域	—	約 35 ha	約 35 ha
合計	約 123 ha	約 186 ha	約 269 ha

用途地域（下総都市計画・大栄都市計画⇒下総大栄都市計画） 位置図



凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	工業地域
	工業専用地域